

第6回青森県地方分権推進シンポジウム

基調講演 「地方を元気に！ 政治経済の混乱を越えて」

講師：前総務大臣、前岩手県知事 増田寛也氏

月日：平成20年12月18日（木）

場所：青森国際ホテル 萬葉の間

司会者

本日は、講師に前総務大臣・前岩手県知事でいらっしゃいます増田寛也様をお迎えしております。増田様は、当時の建設省に入省後、河川局河川総務課企画官、建設経済局建設業課紛争調整官等を経て、1995年4月から2007年4月まで岩手県知事を3期務め、改革派知事として岩手県勢発展のため御活躍されました。

また、皆様御案内のとおり、2007年8月から2008年9月まで総務大臣、内閣府地方分権改革特命担当大臣、地方再生担当、道州制担当、郵政民営化担当を務められました。

本日は、「地方を元気に！政治経済の混乱を越えて」と題して御講演を頂戴いたします。どうぞ大きな拍手でお迎え下さいませ。

よろしく願いいたします。

増田氏

御紹介いただきました増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、御紹介ございましたとおり、今年の9月まで総務大臣をしておりましたが、私にとりましては、この青森は何と言いましても12年間岩手の知事をしておりました時に青森県の皆様方にも大変、三村知事さんをはじめ県庁の方、議会の方、市町村長さん方、そして県民の皆様方には大変お世話になりましたし、北東北3県、あるいは北海道を入れた4道県の連携事業を随分進めたところがございます。大変懐かしいこの青森で、このようにお招きをいただいたこと、このような懐かしいところにお招きをいただきましたことを、まず冒頭感謝を申し上げたいというふうに思います。

それで、45分まで話をするつもりでありますので、早速中身の話に移りたいと思うのですが、タイトルを「地方を元気に！」と。この秋の金融危機を経験し、残念ながら実体経済というのは本当にこれから悪くなると思いますし、それから、それは今年よりもむしろ来年以降に各地域に若干タイムラグがどうしてもありますから、その影響は出てくるんだろうということで、大変厳しい年を迎えることになるなと思うのですが、その中で少しでも地方を元気にしていく必要がございます。そういったことをこれからお話をいたしたいと思うのです。

まあ、本当は「豊かさ」と、「地方を豊かに！」というふうに言いたいところなのですが、いろいろ地域を回ってお話をしていると、「豊かに」というその考え方、何が豊かということは、実は1億総国民、それぞれの思いがありまして、もちろん経済的に収入が増えることを豊かさだというふうに思う人も多いと思いますが、そういうことではなくて、時間の豊かさとかゆとりとか、そういうものをじっと受けたいと、噛み締めたたいと、その

ためには収入等は次のものに譲ってもいいとか、いろいろ考えがございませう。ただ、共通して言えるのは、やはり今、元気を失っている地域を、それぞれの豊かさの概念はいろいろあるにしても、元気良くしていただきたい、あるいは元気良くしたいと、そういう人達の思いというのは大変強いなということを実感しております。

今日、申し上げますのは、主としてお手元にレジユメが配られていると思いますが、1ページについて、若干2ページのことも触れますが、これは後でトークセッションがあるので具体論はそこでいろいろお話があると思いますので、1ページを中心に私はお話をし、ただ、ですから分権改革についてを中心にお話をしたいと思うのですが、あくまでも分権というのは一つの手段であって、そのことを通じてそれぞれの地域が自分達のアイディアをしっかりと成果として地域経済を豊かにしていくとか、あるいは地域経済を元気にしていくとか、そういうところに繋げていくことが大事なので、実は2ページの上の方に書いてあること等が一番地域、地域で腕が試される、しかしそれが一番大事なところではないかと、そういうふうに思うわけです。

始めに1ページの基本的な考え方のあたりから話をしていきたいと思ひます。要は、私も、分権をもっともっと進めるべきだし、分権が正しいと、分権が非常に重要だと思ひているのですが、これについては何か経験則から3つの前提条件があるような気がします。

この紙には書いてないのですが、3つの前提条件の1つは透明性ということなんです、特に行政では透明性が今、大変重要であります。どこにムダがあるのか、どこがおかしいのか、それは透明な行政を展開していれば住民の人達はその判断がつくわけですが、それは自治体の方がずっと透明性が高い、あるいは制度がきちんと機能すればそういったことで透明性が高くなるはずだという前提があるような気がします。今日、明日、実質は明後日からですか、国の来年度予算などが20日からいろいろな具体的な編成作業で24日に決まるようですが、あそこは多分皆様方も非常に判断が難しいと思ひます。一般会計だけではなくて特別会計もありますし、複雑にお互い絡んでいる。交付税でいけば、今日は自治体の御関係の方が多しと思うので、少し説明を端折って言う部分が多いのですが、交付税も入口ベースと出口ベースで全く違ひますから非常に難しいのですが、やっぱり、それだけ国というのは透明性に欠けるところがあって、地方自治体も御承知のとおり特別会計を持っています、予算は非常に単純な構造ですから、道路財源のようなことは、まず普通は考えられないと。しかも、十数年前には例の官官接待、それからカラ出張等の問題があって、一挙に情報公開、透明性の確保ということが自治体の方で高まりましたので、不祥事が起こった時はやっぱり、直接選挙でトップを代えるという手段を住民は持っていますから、私が知事になった直後に秋田の亡くなられた佐々木知事さんがいろいろ不祥事のことを問題にされて結局途中でお辞めになられたと。まあ、これなども国の場合と大分違ひんです。ですから、分権を進めようということから言ひますと、やっぱり国民がそのおかしなこと、非常に分権を進めて自治体にいろいろなことを移していけば住民が判断しやすいということが1つの前提条件としてあるのではないかと、そういうふうに思ひます。

2つ目。今と若干関係してはいますが、ムダの排除ということなんですけれどもね、明後日から国の予算編成、補助金もまだいっぱいその中に盛り込まれるでしょう。19兆ぐらい今、補助金、国庫補助負担金ということですが、要は補助金の塊が19兆ぐらいあります。それで、これは私の反省点でもあるのですが、三村知事さんも経験をしているかも

しれません、やっぱり補助金というのは天から降ってくる金なんですよ。岩手で国の補助金を断る、あるいは、どうも基準に合わないからとなるとどこに行くか、その補助金というのは隣の秋田に来たり、それから青森、こちらに来たり、宮城に行ったりというようなことで、やっぱり天から降ってくる金。自分達が断れば隣の県に行っちゃうと。それだったら多少は基準を無理して、実態に合わないんだけど無理してこういう施設も造って、例えば八コ物施設で、調理室なんか本当は使う人は無いんだけど調理室まで造って基準を合わせて、それを使おうという気になって、やっぱりそういうお金を、今御承知のとおり6対4、4対6で、実際の仕事は自治体が6やって国が4だけなんです、国税・地方税の関係で言えば国税が6、地方が4。そしてその間のギャップは補助金でそれを埋めていると。こういうことなんです、そういうことから来るムダがやっぱりどこかで出てくる。補助金であれば、どうしても査定も甘くなりますし、他の県に行くよりは自分達で使おうと、こういう気になって。

ところが、自分達が稼いだ県の一般財源、県税で稼いだものはたったこれは1円でもおろそかにはできないということで、それはやっぱり慎重に審査します。そういうところもやっぱりあるだろうと。

ですから、税源もできるだけ地方に移して、そして本当に地方で活かされた金に使うというのが本来の主旨ではないかと。ムダの排除というのが2つ目だと思います。

3つ目。結局、そんなことをしているうちに中央への依存心ばかりが高まっていってしまう。逆に言えば責任転換のような話でもあるのですが、補助基準がおかしいと、実態に合わない、それを決めたのは国だから、自分達じゃない、これは国のせいだということで、結局責任転嫁をしていってしまうと。で、新しい政策を生み出す、創造性、自己責任、あるいは自立心といったところがやっぱり欠けてくる、県庁職員、行政の職員、全体的には他者依存がどうしても強まってくるのではないかと思うんです。

そんなことがあって、まあ3つぐらい申し上げました、他にもあるかもしれませんが、やはり分権を進めて、結局そうすると結果生じたことに対しては自分達が全部責任取らなくてはいいから、逃げ隠れできませんけれども、しかしそこでちゃんと知恵と汗をかいて、いい行政をしていこうと。これが本来の姿ではないかと。

これが分権の大きな前提条件としてあるような気がいたします。

そしてレジユメの順番に従って簡単にいろいろお話をしていきますが、この分権の基本的な考え方ですが、分権というからには、国の権限を分けるという言葉があまりいいかどうか分かりませんが、地方に移していくということだと思えます。国のその移す大本の権限は何か。御承知のとおり、国の権限は3つある。司法権・立法権・行政権。この司法権を地方に移せという議論は今は無いですというふうにお考えいただいてもいいと思います。司法については裁判員制度等が非常に大きな課題になっておりますが、司法と分権、これは概念的には考えられますが、これはまず無いと。今、問題になっているのは、その残りの2つ、行政権と立法権を地方に移しましょうと、こういうことです。

よく分権に抵抗するのは誰かと、それは中央省庁、中央省庁の役人の人達が抵抗するんだと。なかなか介護にしても医療にしても、あるいは公共事業にしても、自分達の権限を手放さないんだということを言われます。正にそうでしょう。それは、しかし、この中で言えば行政権の分権ということだと思えます。まあ、大体それについて議論されることが

多いのですが、大事なことは、ここに書いてあるように行政権と共に立法権も地方に移していくんだと。「地方政府」と書いてあります。これは憲法擁護ではありません、憲法擁護は地方公共団体という言葉だけしか出ていませんが、昨年の方分権改革推進委員会の基本的な考え方、5月に出版しましたが、そこで初めて公式の文書で「地方政府」という言葉を使ったのですが、自治体ということですけども、もっと国と対等という意味で「地方政府」とここにも書いてありますが、大事なことは行政権と共に立法権も「地方政府」に移すと。要は、国会の権能です。国会の権能。法律を作るということを条例でも自分達で決めていくんだと。それが併せて実現されないと分権には繋がっていかないということとして、これは考えてみればすぐお分かりのこととして、お金を地方に移していくと。その地方議会で執行部がもしムダ遣いをしていたら、議会でちゃんとそれを監視をして、予算にストップを掛けるとか、あるいは監査の時に指摘をして、そして不認定にする、次の予算に活かすとか、それが無いと分権というのは進められないわけで、住民も地方に金がいった、そこで全然ムダ遣いに歯止めが掛からなかったら、やっぱり回りまわって自分達の税金がムダに遣われたということになります。

ですから、結局、今は行政を担っている中央省庁が、主に担っている中央省庁がよく反対をしているのですが、本当に地方分権を進めていけば、今度は国会議員が自分達の権限が全部都道府県議会、あるいは市町村議会で審議をするということになります。条例でもいろいろ自由に決めていいということなので、国会議員が権限を失うということにもなっていくわけなので、私はいろいろ国会議員の皆様方とお話をして、これは与野党共通する話ですが、どうもやっぱりそれに対しては国会議員自身が抵抗感を示す人がやっぱり多いですね。

ですから、本当の意味で分権を最後に「待てよ」と反対するのは国会議員ではないかという気もするのですが。まあ、そういうことで、行政権だけじゃなくて、行政権と共に立法権もちゃんと移るということを念頭において置かなくては行けない。

ですから、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する完全自治体としての「地方政府」を確立すると、これが地方分権の目指すところだと、こういうふうに考えております。

まあ、ここで自治立法権、自治行政権、その後に自治財政権と書いてあります。権限で言えば自治行政権の中に含まれるような話かと思うのですが、仕事をするにはやっぱりお金の問題が絡んできます。ですから財政権ということを取ってここに書いてありますけれども、こういったものを地方に移していくということ、自治立法権も移るんだということをよく頭に入れておいていただきたい。

で、じゃあ何を移していく、何が変わるのか、具体的にどうなっていくか、権限については今までの機関委任事務が無くなって自治事務になって、平成12年まで5年間行われた第一次分権の時に大分移ったというふうに言われていますが、移ってないもの、それは財源と人です。言い方を変えれば、今までの分権は、まあもちろん財源は多少移ったんです、小泉改革で。それはこれから言いますが。人は、まあしかし、手をつけられていないですね。

要は、今の地方の体制の中でできるような範囲での分権しか今まで行われてなかった。しかし、本当に仕事を地方に移すとなれば、やっぱりそれは体制もちゃんと整えなくては行けないということなので、お金のことが随分これから問題になるでしょう。第三次勧告

の焦点はそういうところですから。しかし、私は究極的には組織が移る、人が移ると。昨日まで国家公務員だった人が、今度は地方公務員となって地方の知事の監督の下で仕事をしていくと、こういうこと。そこまで仕事が地方に移っていくことを皆で進めていこうと。こういうことですから、いろいろと人を移す、組織を移すということについてはもっともっと金以上にやっかいなことも出てくるだろうというふうにも思います。

確かに、組織が変わる、人を移すということは、当事者にとってみれば大変なことから、大臣の時に分権の出先機関の改革の話があった時に、真っ先にやっぱり私のところに懸念をして反対の陳情書を持ってきたのは官公労の皆さん方、「これは困る」ということを言って来られた。やっぱり非常にデリケートな問題です。

ただ、前例が無いわけではなくて、国鉄改革の時には、まあ青森もそうでしょうけれども随分国鉄、当時の、まあまさに国家公務員と同じような人達を地方自治体で随分受け入れた前例もあります。ですから、やっぱり移る当事者の人達の生活の問題もありますので、ここは非常に丁寧に慎重にしながら、やっぱりそこも移していくということを考えていく必要がある。これは今後、いろいろと条件を整えていく上での大きな課題だと思います。

そして、その中でまず大事なことは、 に書いていますが国の義務付け・枠付け、いわゆる「国の関与」のことが書いてあります。地方に仕事を移していくということを狙いとしているのが分権ですが、まずその前に、今のままの中で国の義務付けとか関与、いわゆる関与がものすごく多いんですね、例えば小泉改革の時に補助金、税源移譲で地方に移りましたけれども、しかし、保育所の設置基準は相変わらずそのまま基準があって、それに当てはまらないとダメだと、こういうことになっていたわけです。

義務付けとか枠付け、いわゆる関与というのは大きく3つあって、1つは施設の、先ほど言いましたような保育所の基準などがありますよね、施設の基準がその1つのグループですね。2つ目は、何か仕事をする時には「国と協議をせい」とか、「許認可を取りなさい」とか、あるいは「国の承認を得なさい、同意や承認を得なさい」、こういうふうに法律で決められているのが2つ目のグループとして非常にある。

3つ目は、何かやっぱり計画を作る、医療費適正化計画を作りなさい、その計画自体、これは都市計画などもそうですが、それについて国の承認を取りなさい、これは2のグループに繋がっていくためにもとにかく計画の策定を義務付ける、これが3つ目のグループです。

その施設などの全国一律の基準、国との協議や同意とか、そういったものを取りなさいという、それが2つ目。それから3つ目が計画策定の義務付け。こんなものが国の関与としてある。

私は、まず地方に仕事を移していく上で、今、その移す前に、今あるもの、そういった関与をきちんと無くしていくこと、それを徹底的にやっぱり進めたらいいと思うんですよ。

先ほどの保育所のこともちょうと申し上げましたけれども、その手の類のものは非常に多いと。例えば保育所、1歳児までの乳児室は1人当たり1.65平米以上、それからほふく室、例のハイハイする場所ですね、あれは3.3平方メートル以上。だけど2歳以上になると少し体も大きくなりますし狭っくなるので、それを1人当たり1.98平方メートル以上とか、園庭ですね、3.3平方メートル以上、これは1人当たりですね、そういう基準が全部決められている。

だけど、全国一律で施設基準を決められているのですが、保育児の、あるいは保育所の状況というのは違って、東京などの場合には一番大事なのやっぱり通勤のことを考えれば駅前にあるのが一番いいのですが、通勤途上の一番身近な駅前に、家の一番近くの駅前にあれば一番いいわけですが、そこは地価も高いし場所がなかなか確保できない、待機児童がいっぱいいると。じゃあ、その基準をちょっと、ギリギリなんだけれどもちょっと欠けるような時に、その基準にならないものを作って待機児童をやっぱり解消させようか、しかしそれでは狭くなって、やっぱり乳幼児に不便が生じる。そこらの判断は、やっぱり一番地元の実態を熟知している自治体が判断をして、そして父兄にそういった判断をした結果を問う、というのが本来の姿ではないか。

ですから、やっぱりこの分権、そして仕事を地方に移していくという前に国の義務付け・枠付けをまず無くして、関与をまず少しでも少なくしていくんだと。そして、その過程の中で仕事も移していくが、その時にも関与を一層少なくするようにしていくことが必要だと、こういうことだと思います。

今、申し上げました財源と人を移していくと、それから関与を少なくしていくということが大事なんですが、小泉改革の時に正にそのお金の面について手を付けたんですね。先ほど言いましたように 19 兆も補助金があるので、それを無くして地方にお金を移していくことをまず取っ掛かりとしてやってみようということで、3兆円税源移譲をしよう。それで見合いの補助金を4兆円無くしますと。こういうことが小泉改革の平成 16 年から 18 年まで。ですから、その三位一体改革と言われましたけれども、補助金改革、それから税源移譲、そして交付税も併せて改革しようということで、これは片山虎さんが総務大臣の時に初めてそれを言い出して、そして実際に行われたのですが。

結果としては御承知のとおり3兆円の税源移譲、そして4兆円の補助金廃止ということができたのですが、併せて3つ目の改革の交付税 5.1 兆、これは今の麻生総理が総務大臣の時にやったので大分贖罪意識があるようですが、5.1 兆合わせて減らされたものから、三位一体改革を担いだので酷い目にあったということを盛んに自治体が言う、自治体のトラウマとなっているようなものなんですが、そういう小泉改革の三位一体改革があると。要は一期改革の時は権限だけをいじったので、やはり財源と人ということに移っていく上での取っ掛かりとして小泉改革があったのですが、やっぱり不十分だったということで、それではもう一回分権改革を二期目としてスタートさせようというのが昨年の4月からの第二期地方分権改革推進委員会、伊藤忠の丹羽さんが委員長になって、私も最初は委員長代理だったのですが大臣になったので辞めましたけれども、今は西尾先生が委員長代理、替わりに就かれたのですが、それが今、進められている。そして、もう一度仕事を地方に移すということもやりましょうと、それからお金を地方に移すということも、そこでもう一回三位一体改革の後を受けてやっていきましょうと、それから人を移すということについても二期改革の中できちんと議論をしましょうということが今行われていて、そして第一次勧告、第二次勧告と、こういうふうに繋がってきたということです。

ちょっと、その 12 月 8 日に第二次勧告が出たので、次にまたそこに触れていきたいと思うのですが、その前に、そういう分権改革の中で、 に書いてありますが、先行事例としての国交省の直轄道路・河川事業の地方移譲ということが出ております。何度も言いますが、小泉改革の時に4兆円の補助金廃止、それから3兆円の税源移譲ということだった

のですが、私は本当に痛恨事だと思うのですが、あの時に公共事業に丸ごと手を付けてないんですね。私は公共事業は絶対にその対象に含めてやるべしということを書いたのですが、知事会の中でも反対が起きて、公共事業は聖域、自民党の族議員の人達は皆反対をするわけですが、公共団体の中ではやっぱり困るという人達が多くて結局手を付けられなかったんですけれども。例の義務教育費のようなでっかい塊ですね、あそこに手を付けたので、1.7兆、ですからまた議論がそっちの方ばかりに行ってしまったのですが。

私自身は19兆の内、義務的な経費、社会保障費等も随分多いのですが、12兆ぐらいになるのですが、公共事業の塊というのが4兆ぐらいありまして、私はここが本当に言えば地方に移していく大きな塊ではないかというふうに思うんです。もちろん、公共事業の中で、もう国が明らかにやらなければいけないのは直轄事業というのもありますよ。それはもちろんあるので、国の背骨のようなことはいっぱいあるのですが、逆にそういうところ、今、道路公団など民営化して変な形になっているんですけれども。

いずれにしても、背骨のようなところは随分ある。しかし、それ以外のところで、補助金で各自治体がやっていくのではなくても税源移譲をして、地方の基準でやっていくということが本来の姿ではないか。ですから、二期改革をして、いろいろと議論を、金目のことも含めて議論をしていく時に、まず先行して国交省の直轄道路・河川事業を地方に移すということを併せて議論していくのは大変重要なことだなあというふうに私は思っていましたので、それをまず先行的に議論しようというのは今年の5月、第一次勧告で国と地方の役割分担を議論した時に取り組んだ話であります。

まあ、第一次勧告の中味については役割分担の話なので、多少抽象的なところなので敢えて今日は触れませんが、しかし、この直轄道路・河川事業については気持ちとしては各地方団体に、今、国がやっているものを意欲的にうんと取って欲しいと。国交省が出してきたその時の考え方というのは、直轄道路については大体全国の道路延長の15%ぐらい。それから、河川もなかなか確かに治水コントロールで経験していない自治体もありますけれども、少なくとも県内で完結するような河川については、もうこれは私は全部都道府県がやって欲しいなと気持ちとしては思っているんですけれども、まあダム事業等がかいのもあるので全部とはいかなくても、ほぼそれに近いぐらいはやって欲しいなと。ただ、国交省はそれについて県内完結河川、全国で109水系があるのですが、その内の対象になる県内完結河川というのは53です。53の40%ですから大体20ちょっとぐらいなんですけど、それを候補地として出してきたと。

いろいろと考えたのですが、それを地方団体にまず全部やってもらって、それでも足りないという声が出てきて、もっともっとやってくれという気持ちでございました。国交省は、そのぐらいだったら人はあまり移さなくても済むだろうといういろんな考え方があったのですが、もちろん、もっと最初から数字を高くという思いもあったのですが、ただ、一方で非常に不安があって、それで一方で大きな数字を要求しつつ、本当に都道府県がついて来てくれるかなという心配が常にあって、必ず途中でやっぱり各論反対で、「国がやってくれ」と、「面倒くさいことは国がやってくれ」ということがいっぱい出てくるのではないかという心配をしていたんですが、やっぱり今の状況を見てみると、そういう状況になっています。

気持ちは多少分からないでもない。人が本当に国から来るかどうか、金目が来るかどうか

かということがあるんですが、しかし、確かに経験が無いことかもしれないが分権を言うんだったら、ほとんどこれからの分権で地方がやっていくことは未知の領域なんです。地方がやってないけれども、しかし、もっともっと地方でやった方がいい行政が出来るという思いで分権を唱えていくわけですから。国がやれるわけですから、国が国の体制でやっていくわけですから。

極端な話が、地方にそれをスポッと移して、将来的に地方がやっていけばいい話です。やっぱり、それで言えば、運動論として言えば、心配はいろいろあると思うのですが、全部それはまず受けますと地方が言って、どうしてもお金や体制が来ないというのであれば、最後にそれは断ればいい話。

三位一体改革の時に確かに交付税が減らされて、進めていって途中で交付税を減らされたという思いがいろいろあって、国に最後はだまされるんじゃないかということを含んにおっしゃる人が多いのですが、予算で交付税などは決めるので、あれは国だけで決まるわけですね。自治体は何だかんだと言ったって陳情の域を出なくて、足りない、足りないと言っても、要は国で財務と総務が話し合ってしまうれば決まって、もう何ともしようがないです。ただ、直轄事業の地方移管というのは、これは最後、自治体に拒否権があって、国がどうしてもそれを地方でやれと言って話を進めていて、どうしてもお金が、あるいは人がちゃんと来ないということであれば、それは自治体が最後断れるんです。国が押し付けることはできませんから。

ですから、そういう運動論から言えば、まず全部地方が引き受ける。そのためにじゃあお金をどうしてくれるか、あるいは体制をどうしてくれるということを提言していくというのが国民の共感を呼ぶ分権の進め方で、残念ながら、今、そうになってないのが非常に私にとっては残念だな、という思いがしてなりません。

それから、あともう1つ、市町村合併と地域のことで申し上げますと、それだけ分権を進めていくということですから、市町村の方の体制を整えるということも大事だというふうに思います。その1つの手段として合併が勧められてきた。3,300 から今は 1,800 をちょっと切るところまで。

私は、もう 10 年近く合併を進められてきたわけですね、特例法で、ですからここでもう合併を一区切りにするべきだと思います。総務省もそうするでしょう。あと 2 年ぐらいで法律が切れますが、もう 2 年も無いか、法律も切れますが、ここで一度きちんと合併の効果を検証して、もっと他に広域連合とかあるいは定住自立圏、今日はその話もあまりしませんが、いろんな手段がありますから、その中で一番合うものをしていく。ただ、なかなかこれから市町村がフルセットで仕事をしていくのは難しい時代が来るかもしれません。望むらくはそれが一番いいんですが、その場合に県が垂直的に仕事を補完するというのが私は正しい姿ではなくて、そこは隣接する市町村同士が水平的に補完していくという定住自立圏のような構想が今後の本来の姿ではないかというふうに思っております。

それで、12 月 8 日、ちょうど 1 週間というか、10 日前に分権改革の第二次勧告が出ました。その内容を大きくかいつまんで言いますと、2 つあって、1 つは仕事を地方に移すということにも絡むのですが、先ほど言いましたようにまず義務付け・枠付けを見直しをしよう。この部分があります。これは私は大変貴重ないい勧告だというふうに思っています、全部精緻に 1 万以上ある国の規制ですね、先ほど言いました施設基準から、ある

いは国の同意書によるような全部、1万以上を洗い出して、その内4,000はもう不要ですと、自治体の方でこれをやりましょうと、やって差し支え無いと、そういうふうにしなさいと国に勧告をしているわけですね。ですから法律の改正も膨大になると思いますが、それをやって、そして後はどうするかというと、自治体が条例で、議会で住民の皆様方と真剣に向き合って、そして施設基準、あるいは同意の基準などを全部決めていきなさいと。法令でもし仮に決まっていたとしても、それを条例で書き換えることが出来る、「上書き権」と言いますが、そういうことを中身として盛り込んでいます。これは二次勧告の中で非常に重要な部分で、これは自治体の皆さん方も高く評価しているようですが、ぜひこれは実行してもらいたいし、この程度のことは即刻やるべしだというふうに思います。

出先機関改革の方に大分目が奪われていて、地方省庁もあまりこっちの方を今のところ問題にしてないのですが、ここは非常に成果が大きいのので、ぜひここはやって欲しいなと。ただ、移した挙句に、多少値切られると思いますが実現されるものもあるので、そういうふうになった挙句に結果として、例えば保育所の基準、昭和二十何年に決められたものがずっと続いているのですが、どこの自治体でも全然新たな条例を作らなかったということになればお笑いなので、そこはやっぱり心して、大変厳しいかもしれませんが本当に実態に根ざした行政というのは速攻が大事だと思うので、ぜひいろんな基準でそれぞれがいい行政を展開して欲しいなと思います。

2つ目、出先機関改革。これはあちこちに評判が良くありません。自治体も文句を言っている。それから国や中央省庁はもっと文句を言っている。地方の整備局だとか農政局だとかを直すということなのですが、私はその中身を見てみると、3分の1ぐらいの権限を地方自治体に移すということになると、ちょっと、私が夏に福田総理と話をした時は大体8割ぐらい移せるかなと。それに応じた人を、これからいろいろと弾き出そうかということを書いていたのですが、結果として3分の1ぐらいになってしまった。だから、もっと大胆にそこは切り込んで欲しかったなという思いがあります。

ただ、これは分権委員会の肩を持つわけではないのですが、やっぱり私は道路・河川について自治体が相当尻込みをしたんです、例によってまた各論で。ですから、それも相当影響をしていると。本当に地方に移すと言って、最後になって地方団体がまた「いや、それは実際難しいから困る」ということを大分懸念しているような形跡もあって、そこは地方団体もいろいろ文句を言ったりもしているのですが、本当にそんな文句が言えるのかなという気もしますし、中央省庁は当然のことながら最初から文句を言っていますが、そこを乗り越えるのがこの勧告の趣旨であるし、ぜひ実現に政府として持って行って欲しいと。ちょっと政権がフラフラしているので、なかなか心許ないんですけども、というか大変心許ないのですが、とにかくやって欲しいな、というふうに思います。

それに伴って、今度一番余計なのは新たな組織を作ると。何か、地方振興局と地方工務局をブロックごとに作ると言っているのですが、これは全く余計なので、自治体の皆さん方が大変懸念を示すのは、それはまさにそのとおりだと思います。そんなものを作る必要はなくて、新たな組織を作ればずっとまた続いてしまいますから、これは全く必要ない。

試算で、あの中で35,000人、今大体国家公務員は330,000人、320,000人かな、その内実は地方に210,000人ぐらいいるんですが、国税をやっている人達とか法務局の人達とか、地方にいる人達の中でも分権になじまないものが随分ありますので、分権にするかどうか

は議論の対象になっているのは 96,000 人ぐらいの人達ですが、その中で 35,000 人は削減をすると。その 35,000 人の内、11,000 人が 12,000 人ぐらいはスリム化をするけれども、あと 23,000 人は地方自治体の方に移そうと言っているわけですが、これはそういう数字が適切であれば大いにやられたらいいのではないかと。先ほど言ったように、人の移譲というのは非常にデリケートな問題ですが、そこは丁寧に移行措置を考えてやっていくべきです。

ただ、35,000 人も、ハローワークの 10,000 人を入れてどうも数字を水ぶくれさせたような形跡があって、ハローワークについては職業紹介業務というのはやっぱり地方に馴染むと思うのですが、雇用保険等の関係の仕事があるので、ちょっとこれもよく考えた方がいい部分があるのではないかなと思うのですが。まあ、いずれにしてもそういう勧告になっているということです。

もう一度申し上げますが、この評価はいろいろあると思うんですけども、私は義務付け・枠付けの見直し、要するに「国の関与」を無くすべしと言った部分は非常に重要な問題で、実はこっちの方がずっと重要な問題かもしれません。出先機関の改革というのはいずれにせよ行革の話で、分権と直接関係ないと言えば関係ない。ただ補助金の執行などの体質になっているので、影で分権を支えているということですが、国の関与は即刻廃止するべきだし、ここに一番政府も力を入れてやって欲しいなど。

併せて、出先についても見直すべきところは大いに見直しして欲しい。ただ、いろいろな意味で自治体が二次勧告に不満を述べていますけれども、それははっきり言いまして、私は戦う相手を間違えているんじゃないかと。ここで分権委員会、自分達の行動がやっぱり分権委員会の多少躊躇するところに繋がっていったわけですし、それは自分達が先頭に立たないと誰がじゃあ後、分権を担っていくのか。分権を唱えないんだったら全然これで構わないのですが、多少一方で住民に対して分権を言うからには、戦う相手を間違えないようにしていく必要があるということです。

今後の課題ですが、今までの話で大体お分かりのとおり、結局自分達で行政を展開していくということなので、職員、これは首長も含めてですが、大事なことは資質を少しでも向上させていくこと。特に利害調整の部分ですね、相対立するというのが狭い地域でしょっちゅう起こるわけです。まちづくりでも都市計画などについて必ずそういうことが起きてきますし、それから負担問題について必ず出てきます。それが地元で出来ないから国が出てくるということが今までの繰り返しだったわけなので、これからはそれは地元で全部やらなくてはいけない。議会もそれに協力して、いろいろ議論を戦わせて、最後は決断をしなくてはいけない。多分意見はいっぱい分かれると思うのですが、決断は自分達で最後していくということが大事です。

それから、新しい政策発信能力。国に全部おんぶに抱っこではなくて、自分達で自ら発信していくことが必要だと思います。

2つ目、地方議会改革。二元代表制です。首長も自治体から、住民から選ばれています。議会も選ばれているわけで、お互いに緊張関係がなければいけない。ここで今の議会改革、もっともっと進めて、本当にお金が地方に移ってきた時に議会でそれをちゃんと民主的にコントロールできるか、ここに国民の懸念が集まっていますから、それをやる必要がある。

それから道州制の関係。これはサラッとにしますが、基本法を出すとか言っていますけれども、来年、出先を残したい人達が急にそこに乗ってきたような感じもあって、道州制というのはやっぱりこの2年以内に分権をきちんと仕上げた後の話ですから、私も道州制については大賛成ですし、そのために詰めるべきところ、財政調整制度を道州間でどうするか、国の財源移転などに頼っていたらお笑いですから。

それからあと、道州制というすぐ経済のスケールメリットのことを強調されるのですが、道州制に切り替わると例えば医療とか教育がどう変わる可能性を秘めているかなどをきちんと詰める必要がある。そして、やっぱり心配は、強大な、全国に10人とか、大体10人ぐらいの首長が多分出てくるということになるので、強大な権力を持ちますから、今の議会でちゃんとそこをコントロールできるかの問題がありますよね。民主的統制をきちんと貫くためには、まあ私は道州制だったら首長の任期制限をちゃんと真剣に考えていく必要があるんだろうと思うのですが、そんなこともよく詰めておいて、その上で進めていく必要があるのではないかと考えています。

2枚目のところを、残り1分なんですけど、もうちょっと延長をしたいと思います。

大事なことは、今言った分権で、自治体が創意工夫ができる余地をどこに活かしていくかという話です。今度の予算でも大分お金が足りないということなので、地方へのお金の配分を少し増やすということになっているのですが、仕組みが今までどおり変わらなかったら結局その地方に行ったお金、公共事業に使うとか、もう10年前に本当に懲りた、それで借金の山をこしらえたとか、そんなことにしか使えないわけですね。だから、活かした使い方をしなくてははいけない。

去年、交付税を15.4兆というか、今年分ですね、多分明日、4200億ぐらい増やすとか言っていたから15.8兆ぐらい、まあ臨時財政対策債を入れて、去年の決着の時、今年度は18.2兆だったのですが、まあ総額は増やす、増やすとか言いながらほとんど、結局は変わらないと、あまり変わらないと思いますけれども。まあ、補正予算で、二次補正で6000億来たりするので、まあ全体的には少し地方に来るお金は増えるというふうに思いますが。それをどうするか、急激な人口減少下ですから、やっぱりハコ物、ハード中心主義から切り替えていく必要がある。農業、それから物づくり基盤、投下型のそういった基盤をもっともっと強化していく必要がある。農業についてもいろいろ見直しをしていく。農地法の問題があると思います、所有と利用を分けるとか、農地課税をどうするかとかあると思います。

あとサービス産業、青森も非常に観光のウエイトが高いと思いますし、私もこの観光というのは日本で本当に大事な産業、外貨を稼ぐと。サービス産業の生産性の低下がいつも問題になっているのですが、結局サービス産業、三次産業が7割を今稼ぎ出しているわけですし、そこをいかに強化していくのか。日本は産業分類を見ると観光業って無いんですよ。観光業というのは、今、いろんな農業であったり漁業であったり、いろんな産業の集積の総体が観光業なので、だからいろいろと土産物屋さん、ホテル・旅館グループ、それから交通機関のところと思惑が様々でして、なかなかいい成果が今までの日本では上がっていなかった。ここをもっともっと変えていく、これはまた別の機会にしたいと思いますが、そういうことが大事だと思うんですけども、そこにいかに活かした金の使い方をしていくのかというところが勝負で、ぜひ私はこの青森で、青森も含めた東北の、まあ北東

北とまでは敢えて言いませんが、東北全体でここに新しい動きを出して欲しいと。食についてもやっぱり日本の最大の生産基地でありますし、それから観光もすばらしいものを持っていると。それから自動車を中心として、今はああいう状況ですので非常に痛手を被っていますが、次世代の自動車も大いに可能性を持っていますし、何だかんだ言っても日本の企業の中で一番国際競争力を持っているのはやっぱり自動車分野ですから、そこで新技術を導入して新しいものを出して行って欲しいと思いますし、そのための取り組みを、もう県を越えた共同でやっていく時代に来ているのだらうというふうに思います。

ただ、問題がいくつかあって、ここでは財政面のことしか書いていませんが、地銀の不良債権処理がそもそも指摘されている中で、金融危機ですから、金融機関の財務体質が更に弱体化している。ここをどうしていくのか。

それから三セクですね。自治体が損失補償契約を結んでいるのが非常に多いわけですが、成功している三セクが少ないので、ぜひそこを、まあ総務省の方でも入っていました。三セクの問題については、今、どうしていくのか、地方債を認めると言ったようなことを考えているわけですが、ここを各自自治体でもいろいろと工夫していただきたい。

今まで申し上げたこと、主に地方政府、いわゆる大統領制下でのそういう制度的な問題について申し上げたのですが、一方で中央政府は議院内閣制ですね、今日、その点についてはもう敢えて申し上げませんが、その中でやっぱり今後に向けてですが、議院内閣制の中央政府で言えば総理官邸の機能の強化、それからリーダーシップをいかに確立していくかということが今後の問題になりますし、大統領制下の地方政府の中で、私が大きいと思うのは議会ですね。議会はやっぱり予算提出権が首長に独占されているので、やっぱり議会の監視機能が弱い。ここを本当に真剣に高めていくということ、これも大きな4の(4)に書いていますが、これをぜひやっていただきたい。

それから、順番が前後しますが、全国知事会等六団体も分権について積極的に取り組んで欲しいですし、要は(3)に国・地方の官僚制の再建と書いていますが、要は中央省庁の官僚が悪いというようなことですね。中央官僚支配ということが言われて、その弊害が言われていたのですが、それが県庁官僚支配というふうに、地方にそれが同じ構造で置き換わっただけじゃダメなので、いかに住民にそこを下ろしていくかということですが、そこを考えていただきたい。

それから、観光として、農産物などもマーケットとしての東南アジアへのアプローチが必要になってくるだろうと思います。

時間が来て、ちょっと空港に戻らなくてはいけないので以上で話を止めますが、要は、いかに輝ける地域を分権を成し遂げた上で作っていくかと。そこがこれから一番大きな問題でございますので、それにつきまして皆様方の大いなる御奮闘といい成果を期待いたしまして、私の方の話は以上でおしまいさせていただきたいと思います。

御清聴いただきまして、どうもありがとうございました。

司会者

増田様、ありがとうございました。